

国民年金だより

年金のことご不明な点はお問い合わせください。
町民生活課（☎42-2633）
函館年金事務所国民年金課（☎0138-56-1165）

産前産後期間の国民年金保険料免除制度をご活用ください

国民年金第1号被保険者が出産をした際に、出産前後の一定期間は国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月1日から始まっています。

免除される期間は出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間で、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間となります。

※出産には、妊娠85日（4カ月）以上の死産、流産、早産も含みます。

前納などすでに保険料を納付している方が妊娠し、保険料免除対象者になった場合、支払った保険料は還付されます。また、この免除期間は定額の国民年金保険料を支払ったものとして計算され、その間、付加保険料を納付することもできます。この免除制度は出産後でも遡って届出できますので、対象の方は役場町民生活課または函館年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

■対象者

国民年金第1号被保険者で出産日（出産予定日）が平成31年2月1日以降の方

■届出時期

出産予定日の6カ月前から届出可能です。

■申請に必要なもの

- ・年金手帳・マイナンバーがわかるもの
- ・本人確認ができるもの

※運転免許証、パスポートなど写真付きであれば1点、写真付きでない場合は健康保険証と年金手帳など2点

- ・印鑑（認印可）
- ・出産日および親子関係を明らかにするもの（母子健康手帳、出生証明書など）

※死産の場合は死産証明書など

年金生活者支援給付金制度が開始されます

消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。この制度は10月1日から施行されます。初回の支給は12月です。以下の支給要件を全て満たしている方が対象となります。

- ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ②請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円以下である（補助的老齢年金生活者支援給付金は879,300円以下）

詳しくは、役場町民生活課または函館年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

8月の年金相談

8月22日（木） 10：30～15：00

事前予約が必要です。8月15日（木）までに役場町民生活課へ電話などで予約してください。
(定員になり次第締め切ります)